

令和2年度申請（令和3年度事業）

共同募金配分＜地域配分＞申請の手引き

（赤い羽根文庫購入配分 編）



社会福祉法人群馬県共同募金会 太田市支会

〒373-0817 太田市飯塚町1549

太田市社会福祉協議会内

TEL 0276-46-6208 / FAX 0276-46-6229

＜ご案内＞

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、太田市支会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

「広域配分」については、群馬県共同募金会（下記）へお問い合わせください。

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 TEL:027-255-6596 / FAX:027-255-6214

令和元年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（赤い羽根文庫購入配分 編）

令和2年度共同募金は、令和3年度に実施する事業に対して配分します。
この配分を受けるにあたっては、「**共同募金配分規程**」（以下「規程」という。）を遵守してください。

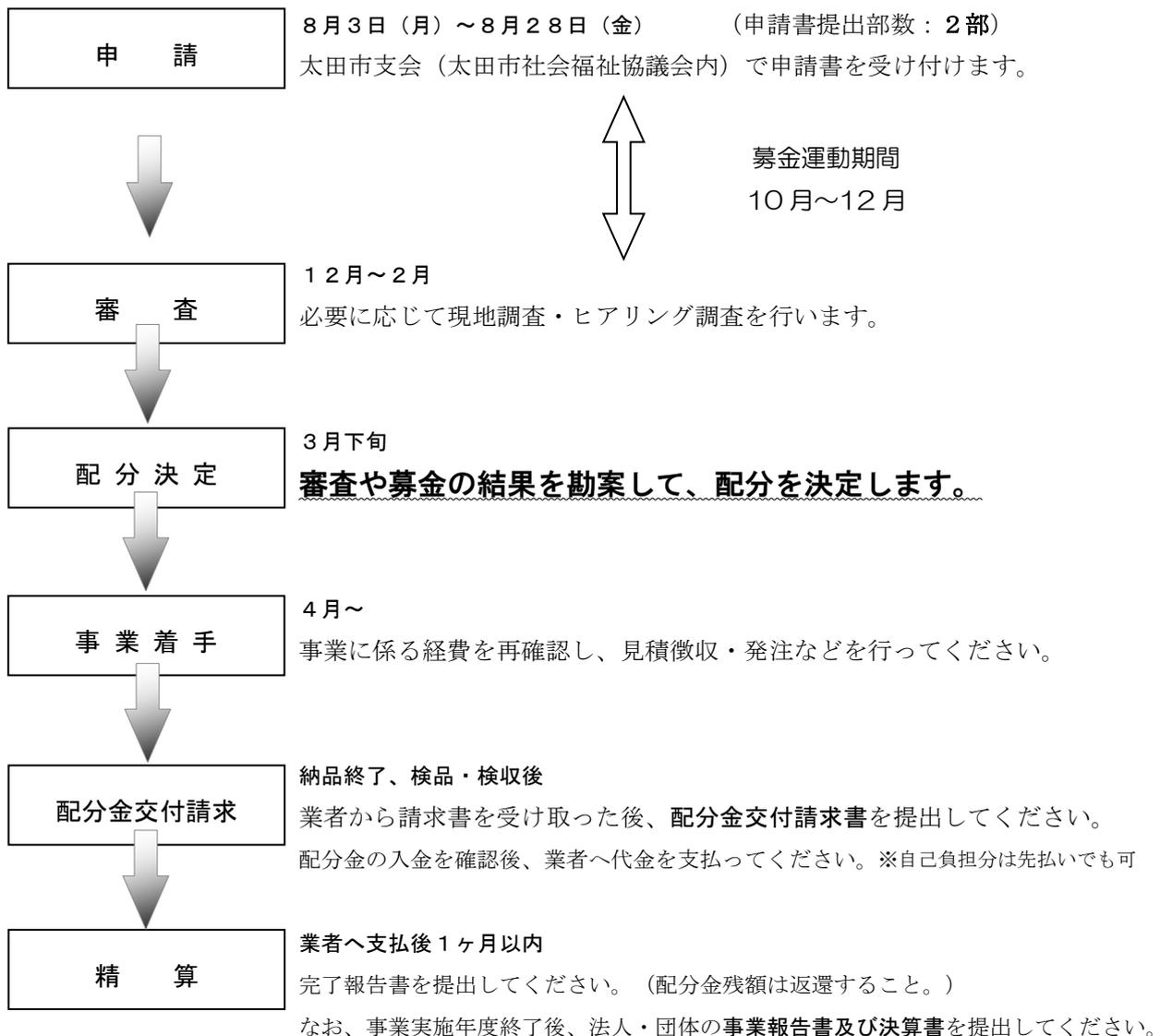
I ●この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、次の法人・団体です。

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する者
- ② 主に太田市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体など

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせください。

II ●申請から事業実施までの流れ



Ⅲ●配分基準等

1 対象法人・団体

規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもの。

□保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、地域活動支援センターを経営または運営する者。

□主に太田市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体(※)、その他本会が必要と認める団体

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

2 対象事業・経費

園児・児童のための、図書の購入代（消費税を含む）。但し、漫画等の購入は対象外。

また、『赤い羽根文庫』の掲示を行い、購入書籍はすべて赤い羽根共同募金シールを貼付すること。

なお、消費税を含めて配分対象とする。

3 対象外事業

規程第3条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされる事業《※》）や介護保険事業。

《※》行政からの委託事業は原則対象外です。

4 配分限度額

配分上限額は15万円とし、配分対象経費総額の90%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

5 留意事項

(1) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。

他の配分（事業経費配分、事業経費配分、運営費配分）の申請書も提出できません。

(2) 令和元年度の施設・設備・備品整備配分のいずれかの配分決定を受けている場合は、申請できません。

ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば申請できます。

(3) 令和2年度の赤い羽根文庫購入配分を申請して配分決定を受けた場合は、令和3年度の配分申請はできません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば申請できます。

(4) **赤い羽根共同募金の趣旨や使いみちをご理解いただく為、申請場所等での募金箱の設置と10月に行われる街頭募金への参加にご協力いただきます。（申請年度及び配分年度の2年間）**

Ⅳ●配分申請書の作成方法及び提出先等

1 配分申請書の作成

①「申請事業の概要」欄：申請事業の概要、配分を必要とする理由などを記入する。

②「経費内訳」欄：見積書をもとに、物品別に区分けして記入する。

③「資金内訳」欄：配分金、補助金、自己資金等の金額を申請書の「資金内訳」欄に記入する。

配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）なので注意する。

④ 添付書類を用意する。

- ・見積書のコピー、カタログ（仕様の記載のあるもの、該当部分のコピーでも可）
- ・定款・会則のコピー
- ・令和元年度の法人・団体の事業報告書・決算書（申請時に提出できない場合は8月末日までに）※
※決算書：施設毎の内訳を記載した収支計算書及び法人全体の貸借対照表を必ず添付すること。
- ・令和2年度の法人・団体の事業計画書・予算書
- ・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

2 申請方法

- ① 受付窓口：太田市支会（太田市社会福祉協議会内）
- ② 受付期間：令和2年8月3日（月）～8月28日（金）（郵送不可、期間内に提出のこと）

申請書用紙は本冊子の最後に添付してありますのでご活用ください。

また、太田市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

[URL] <http://otashakyo.jp>